

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (〃)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
○2年内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	2
<b>公 告</b>	
○換地処分の届出 (四万十市) (農業農村支援課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
○宅地建物取引業法による聴聞 (住宅課)	2
高知県公営企業局管理規程	
○高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	2
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	2
高知県人事委員会規則	
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
○警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
<b>落札公告</b>	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	4
正誤	
○正誤 (平21・7・31付け 規則ほか)	5

## 告 示

## 高知県告示第92号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

## 字の区域及び名称の変更

変 更 前		変 更 後		
大字	字	地番区域	大字	字
西土佐 用井	橘田	337の1、338	西土佐 用井	高岸

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である市有地並びに国有地の全部を含むものとする。  
2 上記地番は、平成21年7月7日現在の登記簿による。

## 高知県告示第93号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日  
東川整形外科 南国市大塙甲2315-2 平21・10・31

## 高知県告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
武田 新作	武田整骨院	四万十市渡川二丁	平成22年1

次回印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

目7-8

月26日

## 高知県告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年2月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
四万十市手洗川字山伏峠山4324番4から四万十市手洗川字カドカ谷山4326番2まで	前	5.5 17.2	173
	後	20.0 45.1	173

## 高知県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年2月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
安芸郡東洋町野根字マキノ上乙3117番23から安芸郡東洋町野根字マキノ上乙1640番2まで	前	5.8 43.0	33

安芸郡東洋町野根字マキノ上乙3117番23	後	19.5 ( 43.0	33
-----------------------	---	-------------------	----

**高知県告示第97号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年2月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡東洋町野根字マキノ上乙3117番23	33	平成22年2月19日

**高知県告示第98号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市後免町四丁目175番4地先	南国市大堀字刈又甲201番1地先	27.00	157.50
南国市後免町四丁目165番20地先	南国市後免町四丁目244番7地先	16.38 ( 49.00	107.00

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十市から押谷口地区（押谷口換地区）の換地処分を平成22年1月25日に行った旨の届出があった。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年11月2日 21高都計第405号	香美市土佐山田町植字ユミバ118番地2	愛媛県松山市富久町104番地2 国土交通省富久町宿舎206号 時久 和俊

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成22年2月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聆聞の期日  
平成22年2月23日(火)午前10時30分
- 2 聆聞の場所  
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県庁北庁舎3階第1会議室
- 3 聆聞を受ける者
  - (1) 商号又は名称  
室戸不動産
  - (2) 代表者の氏名  
尾崎 幸司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
室戸市元甲2762番地127
  - (4) 免許証番号  
高知県知事(2)第2574号

(5) 免許年月日  
平成21年9月9日

**公営企業局管理規程**

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年2月19日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第2号****高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「原発性肺高血圧症」を「肺動脈性肺高血圧症」に、「特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）」を「慢性血栓塞栓性肺高血圧症」に、

「副腎白質ジストロフィー」

「副腎白質ジストロフィー 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髓性多発神経炎

肥大型心筋症

拘束型心筋症

ミトコンドリア病

リンパ脈管筋腫症(LAM)

重症多形滲出性紅斑(急性期)

黄色靭帯骨化症

間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、

クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症)」に改める。

**附 則**

この規程は、平成22年2月19日から施行する。

**公安委員会告示****高知県公安委員会告示第4号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成22年2月19日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2級	
2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所	
(1) 検定の実施日及び開始時間 平成22年5月27日(木)午前9時	
(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場	
3 検定の実施予定人員 30人	
4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)	
5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。	
(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 車両等の誘導に関すること。 エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	
(2) 実技試験 ア 車両等の誘導に関すること。 イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	
6 検定申請手続 検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。	
(1) 検定申請の受付期間 平成22年4月12日(月)から同月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。	
(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあっては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。	
(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通	

イ 県内に住所を有する者にあっては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあっては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあっては、いずれも提出することを要しない。) ウ 写真(検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚
(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
7 検定手数料 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。
8 検定の実施に關必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。) エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽 オ 雨着(雨天時に使用する。) カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)
9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当

高知県人事委員会規則第3号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。 別表第1中「原発性肺高血圧症」を「肺動脈性肺高血圧症」と、 「特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)」を「慢性血栓塞栓性肺高血圧症」に、 「副腎白質ジストロフィー」 を 「副腎白質ジストロフィー 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体) 脊髄性筋萎縮症 球脊髄性筋萎縮症 慢性炎症性脱髓性多發神經炎 肥大型心筋症 拘束型心筋症 ミトコンドリア病 リンパ脈管筋腫症(LAM) 重症多形滲出性紅斑(急性期) 黄色靭帶骨化症 間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症)」 に改める。
附 則 この規則は、公布の日から施行する。
~~~~~
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年2月19日 高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第4号 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。 別表第1中「原発性肺高血圧症」を「肺動脈性肺高血圧症」と、 「特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)」を「慢性血栓塞栓性肺高血圧症」に、 「副腎白質ジストロフィー」 を 「副腎白質ジストロフィー 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

脊髄性筋萎縮症  
球脊髄性筋萎縮症  
慢性炎症性脱髓性多発神経炎  
肥大型心筋症  
拘束型心筋症  
ミトコンドリア病  
リンパ脈管筋腫症(LAM)  
重症多形滲出性紅斑(急性期)  
黄色靭帯骨化症  
間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症)」  
に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年2月19日  
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第5号**  
**警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。  
別表第1中「原発性肺高血圧症」を「肺動脈性肺高血圧症」に、「特発性慢性肺栓塞症(肺高血圧型)」を「慢性血栓栓性肺高血圧症」に、  
「副腎白質ジストロフィー」  
を  
「副腎白質ジストロフィー  
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)  
脊髄性筋萎縮症  
球脊髄性筋萎縮症  
慢性炎症性脱髓性多発神経炎  
肥大型心筋症  
拘束型心筋症  
ミトコンドリア病  
リンパ脈管筋腫症(LAM)  
重症多形滲出性紅斑(急性期)  
黄色靭帯骨化症  
間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症)」

に改める。  
**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

**落札公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号)の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年2月19日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
多目的デジタルX線テレビシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立幡多けんみん病院事務部総務課 宿毛市山奈町芳奈3番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成21年12月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
四国医療器株式会社高知支店 高知市稻荷町10-7
- 5 落札金額  
33,285,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成21年11月13日

## 正 誤

| 公報日付      | 公報番号 | 種類      | ページ | 欄<br>(行)     | 正   | 誤   |
|-----------|------|---------|-----|--------------|---|---|
| 平21・7・31  | 号外25 | ◎規則     | 1   | 左<br>(24)    | 第309条第1項の表部の項                                       | 第309条の表部の項  |
| 平21・9・4   | 9172 | ◎規則     | 2   | 左<br>(表中)    | (1) 事業に係る補助金に<br>係る内示、交付決定、検<br>査、支払及び確定に関す<br>ること。 | (1) 事業に係る補助金の<br>内示、交付決定、検査、<br>支払及び確定に関す<br>ること。 |
| 平21・10・23 | 号外30 | ◎規則     | 5   | 左<br>(7)     | 第19条  | 第19号  |
| 平22・2・5   | 9213 | 目次      | 1   | 左<br>(24)    | ○平成22年歯科技工士国家試験の実施                                  | ○平成21年歯科技工士国家試験の実施                                |
|           |      | ○告<br>示 | 4   | 右<br>(44・45) | 平成22年2月26日  | 平成22年2月5日   |